

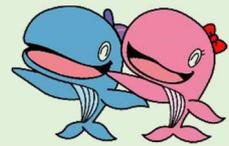
あきしま区画整理だより

【第二工区版】

令和3年7月発行

発行：昭島市都市計画部区画整理課 〒196-0022 東京都昭島市中神町 1136-16

☎042-545-4100 FAX042-541-4570 メールアドレス kukakuseirika@city.akishima.lg.jp



昭島市公式キャラクター：アッキー＆アイラン

中神土地区画整理事業第二工区の事業のあり方について

～第二工区の事業のあり方及び中神駅北側地域整備構想を策定しました～

中神土地区画整理事業は、昭和39年に事業認可を受け、57年にわたり事業が行われています。長期化している事業について再検証するため、市では、全権利者に対し意向調査を行うとともに、第二工区調査会に対し、令和2年6月26日に市長より土地区画整理事業のあり方について諮問を行いました。調査会では、5回に及ぶ審議が行われ、意向調査の結果及び権利者の皆様のご意見を参考にする中で、本年5月6日に第二工区調査会の会長より、市長に答申がありました。これを受け、市では、答申及び「昭島都市計画中神土地区画整理事業区域の市街地整備のためのガイドライン」（市街地整備状況の評価及び目指すべき姿の指針を示すもの）に基づき、「第二工区の事業のあり方」及び「中神駅北側地域整備構想」を策定しました。

【第二工区の事業のあり方】

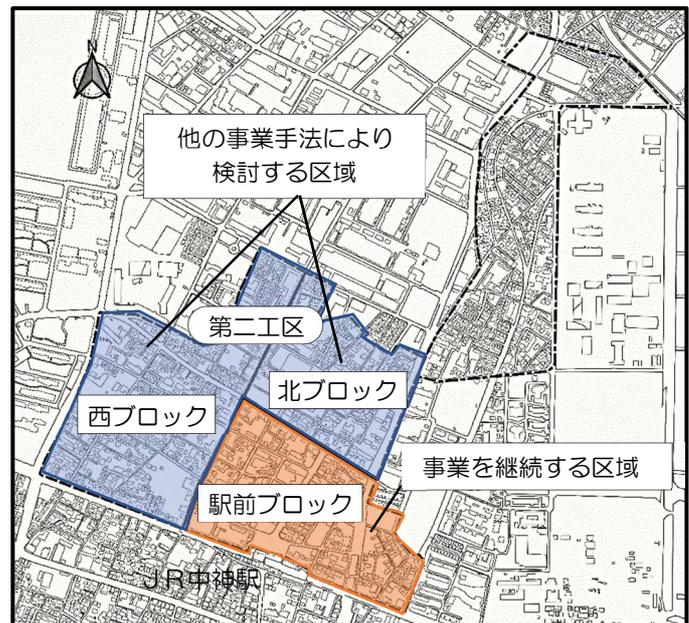
◆まちづくりの基本方針

長期化している現状を踏まえ、安全で安心して快適な都市生活をおくれるまちづくりの早期実現を目標とします。

◆ブロック別方針

〈駅前ブロック〉引き続き土地区画整理事業を進め、早期完了を目指します。

〈北ブロック・西ブロック〉事業手法を変更し、地区計画により地区施設として道路及び公園の用地を確保できるよう担保し、必要な公共施設の整備を行います。



※第二工区調査会からの答申及び中神駅北側

地域整備構想は、土地区画整理事務所、または、市ホームページ（「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「区画整理」⇒「中神土地区画整理事業のありかたについて」）でご覧いただけます。

～中神土地区画整理事業区域内道路等検討委員会を設置し検討を進めます～

市では、今後、第二工区の北ブロック・西ブロックの権利者及び居住者を委員とする区域内道路等検討委員会を設置し、第二工区の事業のあり方及び中神駅北側地域整備構想を基に、事業手法を変更した後の計画道路を中心とする公共施設等について検討を行ってまいります。

裏面に続きます

中神土地区画整理事業区域内 道路等検討委員会の市民委員を募集

第二工区北ブロック・西ブロックにおいて、土地区画整理事業によらない道路を中心とした整備手法による代替計画について検討する委員会の市民委員を募集します。なお、他の審議会・委員会などの委員は応募できません。

応募用紙は土地区画整理事務所・都市計画課（市役所2階6番窓口）で配布しているほか、ホームページからもダウンロードできます。

- ◆対象 第二工区の北ブロック・西ブロックの土地所有者、借地権者のほか、20歳以上の当該区域に住所を有する方
- ◆募集人数 第二工区の北ブロック・西ブロック（各7人）
※いずれも応募多数の場合、選考あり
- ◆任期 令和3年8月～令和4年3月（予定）
- ◆応募 所定の応募用紙に住所・氏名・年齢・性別・電話番号・該当区域を記入し、応募動機または事業区域内の道路等について感じていることをまとめ、7月9日（必着）までに郵送、持参、ファックス、メールのいずれかの方法で土地区画整理事務所へ（送付先は「表面の区画整理だより」タイトル下の欄をご覧ください）

任期満了に伴う第二工区審議会委員選挙を行います

平成28年10月に改選された、昭島都市計画中神土地区画整理事業第二工区審議会委員（第6期）の任期が、令和3年10月6日付けで満了となります。

それに伴い次期（第7期）審議会委員を決定するため、土地区画整理法及び同施行令に基づき、選挙人名簿の縦覧・立候補者の受付・投票日などを下記の日程で行います。

【選挙権を有する方】

第二工区（駅前ブロック・北ブロック・西ブロック）内の土地について所有権または借地権を有する方です（外国籍の方、未成年者、成年被後見人、法人等も含まれます）。

選挙人名簿確定のため、次の①または②に該当する方については、8月10日の選挙人名簿作成基準日までに届出をいただければ、選挙人名簿に代表者として登載され、併せて被選挙権も有することとなります。

①借地権を行使される場合は、土地登記簿に登記されている、または借地権の申告が必要です（既に申告済みの方を除く）。

②共有地または未相続地の権利者の皆様においては、代表人の選任等の申告が必要な場合があります（該当する方には7月下旬ごろ別途通知を送付します）。

【選挙人名簿の縦覧を行います】

8月17日（火）～30日（月）（土・日含む）の午前8時30分～午後5時に土地区画整理事務所で行います。

縦覧の際、名簿の記載内容に異議がある場合は縦覧期間内に異議申し立てを行うことができます。

【第二工区審議会委員選挙日程】

7月21日	◎ 選挙期日の公告
8月10日	◎ 選挙人名簿の作成の基準日
8月17日 (14日間)	◎ 選挙人名簿の縦覧開始 ↑(異議申出期間)
8月30日	◎ 選挙人名簿の縦覧終了
9月13日 (10日間)	◎ 選挙人名簿の確定及び選挙をすべき委員の数を公告・立候補届出等の受付開始
9月22日	◎ 立候補届出・立候補推薦届受付終了
9月24日	◎ 立候補者の氏名、住所の公告 もしくは選挙を行わない旨の公告
10月10日	★ 選挙期日(投票日)即日開票 ※定数を超えない場合投票はありません。
10月12日 ごろ	◎ 当選人の決定 ◎ 当選人の氏名、住所の公告・通知